第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号及び第二十二条から第二十四条までの規定中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条第一項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項及び第三項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第三十六条ただし書並びに第三十七条第四号及び第五号中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十二条の表中

異議申立人	審査請求人

を

異議申立人等	審査請求人等

に、

、異議申立人及び参加人	、審査請求人及び参加人
異議申立人又は参加人	審査請求人又は参加人

を

異議申立人、参加人	審査請求人、参加人
異議申立人等	審査請求人等

に改める。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第十二号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十五号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第二項第一号中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

附　則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第十三号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

第二条の表中

異議申立人	審査請求人

を

異議申立人等	審査請求人等

に、

、異議申立人及び参加人	、審査請求人及び参加人
異議申立人又は参加人	審査請求人又は参加人

を

異議申立人、参加人	審査請求人、参加人
異議申立人等	審査請求人等

に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一項中「又は区長」を「（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条中「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国際会議等）

第一条　国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する国際会議等は、国際観光の振興を図るため、誘致の促進及び開催の円滑化等の措置が特に必要なものとして、海外の複数の参加国からおおむね十人以上の外国人の参加が見込まれ、かつ、外国人の観光の魅力の増進及び外国人と国民との間の交流の促進に資するものとする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○環境省令第一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

環境大臣　大**塚**　珠代

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第一条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号ハ㈠中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第二十一条第一号中「ホ」を「ヘ」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十七号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。